就学援助事業について

瑞穂市では、経済的にお子さんを就学させることについてお困りの方に、学校での学習に必要な費用（学用品費、給食費、修学旅行費等）を援助する事業を行っています。

【就学援助の対象となる方】

瑞穂市立小中学校に就学する児童生徒の保護者で、以下の**条件**のいずれかを満たしている方

主な条件

・児童扶養手当を受給している方（全部支給停止者は除く）
・国民年金保険料の免除を受けている方
・国民健康保険料の減免を受けている方
・障害者控除、ひとり親控除により市町村民税が非課税である方（所得金額が 135 万円以下）など

また、離婚・離職等による家計急変世帯においては、就学援助の対象となる場合があります。詳しくは、学校教育課までご相談ください。

【申請手続き】

援助を受けるには毎年度、申請が必要です。下記書類を提出してください。
また、年度途中でも申請できますが、申請された翌月１日から援助を受けられます。
※生活保護を受けている方、またはすでに今年度の就学援助の認定を受けている方は申請の必要はありません。

●提出書類

1.「就学援助申請書兼同意書」（学校教育課でご用意しています。振込口座のわかるものをご持参ください。）
2.上記の対象条件を証明するもの
例：児童扶養手当を受給している方　⇒　児童扶養手当証書の写し
国民年金保険料の免除を受けている方　⇒　保険料全額免除の通知書の写し
離職の場合⇒離職票の写し
3.所得課税証明書（１月２日以降に瑞穂市に転入した方のみ）

●提出先

瑞穂市教育委員会　学校教育課（瑞穂市役所巣南庁舎２階）
※学校、穂積庁舎での提出はできませんのでご注意ください。
※書類提出と併せて面談し、ご家庭の経済状況等をおたずねする場合もあります。
時間に余裕をもってお越しください。
（問い合わせ先）瑞穂市教育委員会　学校教育課　電話：０５８-３２７-２１１６